

体験型環境イベントにおける キッチンカー出店

募集要項

2026年8月

伊丹市グリーン戦略推進課

体験型環境イベントにおけるキッチンカー出店に関する募集要項

令和8年11月7日（土）に昆陽池公園にて開催する、体験型環境イベントにおける来場者等に飲食物販売を行うキッチンカーの出店者を公募により選定する。

第1章 総則

1. イベント概要

（1）開催日時

令和8年11月7日（土）10時～15時

（2）イベント会場

昆陽池公園（兵庫県伊丹市昆陽池3丁目）

（3）イベント内容

地球温暖化等に関する様々な取組について、体験をととして学ぶ大規模環境イベント。詳細は別添「昨年度イベントチラシ」を参照。

（4）主催

伊丹市グリーン戦略推進課

2. キッチンカー出店募集概要

（1）出店日時

令和8年11月7日（土）10時～15時

※出店準備は8時～10時、片付け・撤収は15時～17時の間に行うこと。

（2）出店場所

昆陽池公園多目的広場（兵庫県伊丹市昆陽池3丁目）

※本市が指定する出店エリア内の区画。詳細は別添「キッチンカー配置エリア図」を参照。

（3）募集区画数

4区画

※今後の配置検討によっては募集区画数を増やす可能性がある。

（4）出店料

無料

（5）出店区画

1区画24㎡程度（奥行4m×幅6m程度）

第2章 募集要項

1. 応募資格

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者
- (2) 直近年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けている者
- (4) 伊丹市内でキッチンカーによる営業が可能な食品営業許可証及び食品衛生責任者の資格を有していない者
- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していない者
- (6) 伊丹市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号並びに第3号に該当している者
- (7) その他法令による必要な許可、資格を有していない者

2. 出店者の選定方法

応募要件を満たす応募者から抽選にて出店者を選定する。なお、応募要件を満たす応募者数が募集区画数と同数以下の場合は抽選を行わない。

3. 公募から選定までのスケジュール（予定）

■募集要項の公表	令和8年8月14日（金）
■質問事項の提出期限	令和8年8月21日（金）
■質問事項への回答	令和8年8月26日（水）
■応募資料提出期限	令和8年8月31日（月）
■書類審査の結果通知	令和8年9月2日（水）
■出店者の確定（抽選）	令和8年9月4日（金）
■結果の通知	令和8年9月4日（金）

4. 公募資料に関する質問受付及び回答

公募資料に関する質問受付及び回答は、以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、質問に対する回答は市ホームページに公表するものとし、本市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行う場合がある。

(1) 提出期限

公募資料等の公表日から令和8年8月21日（金）17：00までとする。

(2) 提出方法

「質問書（様式1）」に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（「9. その他」参照）

② タイトル

「（提出者名）一公募資料に関する質問書」

(3) 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(4) 回答の公表

質問書に対する回答は、令和8年8月26日（水）に本市のホームページの掲載により公表する。

5. 応募資料等の受付及び書類審査

応募者は、以下に従って応募資料等を提出すること。

(1) 提出期限

公募資料の公表日から令和8年8月31日（月）17：00までとする。

(2) 提出方法

応募資料等のファイルを E-mail に添付し送付すること。なお、ファイル容量の関係で分割して送付する場合は、タイトルにその旨がわかるよう表記すること。

① 送付先

担当部署（「9. その他」参照）

② タイトル

「（提出者名）一キッチンカー出店に関する応募資料等」

(3) 提出書類

① 申込書（様式2）

② 出店内容（様式3）

③ 食品営業許可証の写し（撮影データ可）

④ 食品衛生責任者資格の写し（撮影データ可）

⑤ PL 保険証書の写し（撮影データ可）

⑥ 出店者本人の顔写真付確認書類の写し（運転免許書、マイナンバーカード等）（撮影データ可）

※③、④、⑤について、出店当日において有効でない場合は、現在有効な書類等の写しを

提出した上で、後日改めて出店当日に有効な書類の写しを提出すること。

(4) 到達の確認方法

応募資料等を提出した者に対して、本市が到達確認の E-mail を返信する。

(5) 書類審査の結果通知

応募資料等による書類審査（応募資格の有無）の結果は、令和 8 年 8 月 25 日（火）に応募者に E-mail にて通知する。なお、書類審査を通過した応募者数が募集区画数と同数以下の場合は、「6. 出店者の選定」を経ずに当該応募者を出店者として確定するものとする。

6. 出店者の選定

出店者は、以下に従って決定する。

(1) 抽選の実施

書類審査を通過した応募者は、以下の日時及び場所に参集すること。その後、市担当者が抽選会場まで誘導し抽選を行う。なお、応募資料提出にあたり、代理抽選を希望していた応募者については、市職員が代理にて抽選に参加する。

① 日時

令和 8 年 9 月 4 日（金） 10：00

② 参集場所

伊丹市役所本庁舎 4 階 グリーン戦略推進課受付窓口

(2) 結果通知

抽選の結果は、令和 8 年 9 月 4 日（金）に E-mail にて通知する。

7. 失格事項

応募者または提出されて応募資料等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 応募資料等の提出期限、提出方法等が、本実施要領に適合しないとき

(2) 虚偽の申請により参加資格を得たとき

(3) 出店者の決定までの間に「第 2 章 1. 応募資格」に示す要件を欠いたとき（「第 2 章 1. 応募資格（3）及び（4）」は除く。）

(4) 抽選に欠席したとき（代理抽選を希望する場合を除く。）

8. 応募の辞退

応募資料等を提出した応募者は、応募資料提出期限まで随時、応募を辞退することができる。

応募の辞退を希望する応募者は、以下に従って辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月31日（月）17：00までとする。

(2) 提出方法

様式に記入の上、そのファイルを E-mail に添付し送付すること。

① 送付先

担当部署（「9. その他」参照）

② タイトル

「(提出者名) 一辞退届」

(3) 提出書類

① 辞退届（様式4）

9. その他

(1) 応募に関する留意事項

応募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募の中止

本市が必要と認めたときは、募集を取り止めることができる。

(3) 担当部署

募集に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

担当部署 : 伊丹市 市民自治部 グリーン戦略推進課（市役所4階）

郵便番号 : 664-8503

住 所 : 兵庫県伊丹市千僧1-1

電 話 : 072-784-8054

E-mail : green-st@city.itami.lg.jp

第3章 業務仕様

1. 業務内容

令和8年11月7日（土）に実施する市主催イベントにて、キッチンカーによる酒類を除く飲食物の販売を行う。

2. 実施条件（再掲）

（1）出店日時

令和8年11月7日（土） 10時～15時

※出店準備は8時～10時、片付け・撤収は15時～17時の間に行うこと。

（2）出店場所

昆陽池公園多目的広場（兵庫県伊丹市昆陽池3丁目）

※主催者が指定する出店エリア内の区画。詳細は別添「キッチンカー配置エリア図」のとおり。

（3）出店料

無料

（4）出店区画

1区画24㎡程度（奥行4m×幅6m程度）

3. 付帯設備

（1）電気、ガス、テント、机、椅子、ごみ箱等の出展に必要な物品等は出店者が準備すること。

（2）店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保すること。

（3）火気器具を使用する店舗は、各自で業務用消火器を設置すること。

（4）BGMなどの放送は、公園利用者、他イベントブース周辺の通行者及び近隣住民の苦情がない範囲とすること。

4. 出店者の責任・補償について

（1）店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置すること。

（2）購入者の苦情などについては、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

（3）万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用を

もって対応すること。

- (4) 食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、アルコール等による手指消毒、マスクの着用など通常の食中毒予防や感染症予防を実施すること。また、伝染病疾患や化膿性疾病、下痢などの症状がある場合は、業務に携わらないこと。
- (5) 本市、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従うこと。

5. 衛生・ごみについて

- (1) 飲食に伴うごみは各店舗でゴミ箱を設置し、回収し持ち帰ること。
- (2) イベント終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をすること。出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃すること。
- (3) 手洗い場・トイレ等において資機材の洗浄等を行わないこと。

6. その他

- (1) 販売価格は社会通念から逸脱しない適切な価格、また事業者が定める通常の価格で提供すること。
- (2) 雨天時やグラウンド不良の場合、キッチンカーの出店は中止とする。中止の場合は、前日までに本市から連絡する。